

J R 四日市貨物駅移転事業用地管理業務委託

仕 様 書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、四日市市（以下「甲」という。）が委託する J R 四日市貨物駅移転事業用地管理業務（以下「業務」という。）委託に適用する。

(提出書類)

第2条 受注者（以下「乙」という。）は、契約締結後、速やかに次の各号に掲げる書類を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人の届
- (3) 業務計画表（工程表）

(業務の遂行)

第3条 乙は、常に甲と密接な連絡をとり、業務を遂行するものとする。

2 乙は、業務の途中で、業務内容に変更等が生じたときは、監督職員にその旨を申し出て承諾を受けた後でなければ、業務の変更を行ってはならない。

(業務内容)

第4条 乙は、土地を次の各号に掲げる作業内容を基準とし、現況の状況にて保全及び管理（緊急時対応、地元対応を含む）を行うものとする。なお、第3項に掲げる対応については、設計変更の対象としない。

- (1) 現況農地は、トラクターによる耕起を4回行うものとする。
- (2) 造成済地は、草刈機による除草を2回行うものとする。
また、このとき刈り取った草は、隣接農地等に迷惑のかからないようにすること。
- (3) 現況農地及び造成済地に隣接する畦並びに用排水路は、草刈機による除草を4回行うものとする。
また、このとき刈り取った草は耕起に合わせて現況農地にすき込み、隣接農地等に迷惑のかからないように処理をすること。
- (4) 造成済地及び現況農地に隣接する用排水路は、清掃（溝さらえ）を1回行うものとする。
- (5) (1) から (4) の業務を行う際には、その回数ごとに業務前後の写真を撮影し、業務完了検査時に提出すること。

2 乙は、前項に掲げる作業時期について、定期的に土地を見回り、雑草の繁茂状況を監督職員に報告し、承諾を得て行うものとする。作業にあたっては必要に応じて管理地周辺の田または畑の耕作者等との調整を行うこと。また、早急に作業を行う必要が生じたときは、監督職員の指示により速やかに行うものとする。

(業務内容の変更)

第5条 前条第1項各号に掲げる作業は基準内容及び基準回数であり、甲が契約書に掲げる目的の達成について判断し、状況に応じて監督職員の指示により作業内容及び作業回数を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、委託料の変更は行わないものとする。ただし、大幅な作業の内容及び

回数の変更により、委託料を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(業務完了検査)

第6条 乙は、業務が完了した場合、業務状況写真、業務委託完成届を提出し、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、業務の内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、乙に検査合格の通知をするものとする。

(業務委託料の請求)

第7条 業務委託料の支払いは部分払2回以内及び完了払とし、乙は、前条第2項の規定による検査合格の通知を受けたときは、甲の指示する手続きに従って業務委託料の支払いを請求するものとする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第8条 乙は、業務遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）

第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

ア 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

ウ ア、イの義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第9条 乙は業務遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 対応要領に沿った対応

ア この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

イ アに規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第10条 別記の特記仕様書を付す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受注者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 工事工種	<input type="checkbox"/> 道路維持工事 <input type="checkbox"/> 河川維持工事 <input type="checkbox"/> 公園工事 <input checked="" type="checkbox"/> その他（県単河川維持業務委託）
	<input checked="" type="checkbox"/> 積算基準	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県県土整備部制定令和元年7月制定 <input checked="" type="checkbox"/> 農林水産省 土地改良工事積算基準(土木工事)平成31年度
	<input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和2年4月1日制定版(平成 年 月 日一部改訂) <input type="checkbox"/> 建設物価・積算資料 平成 年 月
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工区分	<input type="checkbox"/> 市街地 (DID 補正) (1) (<input type="checkbox"/> 鋼橋架設工事 <input type="checkbox"/> 電電共同溝工事 <input type="checkbox"/> 道路維持工事 <input type="checkbox"/> 舗装工事 <input type="checkbox"/> 橋梁保全工事) <input checked="" type="checkbox"/> 市街地 (DID 補正) (2) <input type="checkbox"/> 山間僻地及び離島 <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り (1) <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り (2)
	<input checked="" type="checkbox"/> 一般管理費の補正	<input checked="" type="checkbox"/> 前払金支出割合に係る一般管理費の補正 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 契約保証に係る一般管理費の補正 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
	<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約による調整	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期	① 耕起工 1回目 (6月) 2回目 (7~8月)、3回目 (9~10月) 4回目 (12月~2月) ② 畦草刈り 1回目 (6月) 2回目 (7~8月)、3回目 (9~10月) 4回目 (12月~2月) ③ 造成地除草 1回目 (7~8月) 2回目 (12月~2月) ④ 水路清掃 (7~8月) ※上記の施工時期を予定しているが、現場及び農作業状況により協議し、監督職員の指示により速やかに作業すること。
交通安全関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議
		<input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 <input type="checkbox"/> 配置人員数 (人/日) <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 段階確認	<input checked="" type="checkbox"/> 監督職員の指示により、除草工の刈幅及び刈高について段階確認を受けること。 <input checked="" type="checkbox"/> 監督職員の指示により、耕起工について段階確認を受けること。
	<input type="checkbox"/> 出来形管理	<input type="checkbox"/> 業務完了後には除草範囲を示した展開図を作成し、契約書との面積対比ができるよう出来形管理を行うこと。
	<input checked="" type="checkbox"/> 処理	<input checked="" type="checkbox"/> 刈草については、隣接農地等に迷惑のかからないようにすること。なお、畦草刈りにより発生した刈草については、現地〔現況農地〕にすき込みを行うこと。
		<input type="checkbox"/> 塵芥処理工については、施工範囲内に散在する空き缶、空き瓶、ペットボトル等を分別収集し、監督員の指定した場所へ集積しておくこと。なお、不法投棄家電等の大型ゴミで持ち上げが出来ないものについては、この限りでない。
		<input type="checkbox"/> 現場で発生したゴミ (空き缶、空き瓶、ペットボトル等) の収集及び分別作業を行い、袋詰めにしたものを〇〇〇に搬出すること。ゴミの処分は市が実施する。
適用条件		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書 (平成28年7月) を準用 (部分改定を行った内容も含む(最新改訂令和元年7月一部改正)) <input type="checkbox"/> その他